

代 表 声 明

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が審議される中で、地域共生社会構築の根幹をなす社会福祉法改正において、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が参議院の付帯決議として付されました。

これについては、2019（令和元）年6月に作って頂いた、「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」（会長：田村憲久元厚生労働大臣、事務局長：橋本岳厚生労働省副大臣）の会員の多くの国会議員の先生方のご理解とご尽力による賜であり、心から感謝する次第です。

この付帯決議を受け、社会福祉士および精神保健福祉士は、市町村での重層的支援体制の実現に向けて、ソーシャルワーカーの本質的機能であるアウトリーチ、多機関協働、寄り添う伴走支援についての能力を高め、複雑な課題を有する世帯や適切な相談窓口がない人々の相談支援を積極的に受け入れ、かつそうした相談から地域の課題を明らかにし、住民主体による地域づくりにつなげていく能力が試されることとなります。さらには、こうした重層的支援体制の基盤をなしている、既存の介護、障害、子ども、生活困窮での相談支援等においても、社会福祉士や精神保健福祉士は利用者の支援において一層効果を高めていくことが求められています。

こうしたことを推進していくためには、個々の社会福祉士や精神保健福祉士の自己研鑽だけに留まることなく、社会福祉士や精神保健福祉士の養成団体や職能団体の責任が大きいと考えています。日本ソーシャルワーク教育学校連盟においては、新しいカリキュラムが2021年度から導入されますが、そこでは地域共生社会の実現や、さらには重層的包括支援体制を担うべく科目を設定しており、重層的より質の高い社会福祉士や精神保健福祉士を養成していくことが求めていく必要があります。一方、日本社会福祉士会や日本精神保健福祉士会等の職能団体については、社会福祉士や精神保健福祉士に対する従来の研修に加えて、重層的支援体制を十分に担えるべく研修体制を確立し、卒後の研修体制の充実が不可欠です。

直近の課題としては、新型コロナウイルス禍による生活困窮者や精神的なストレスによる虐待などの様々な問題が急増しています。さらには、感染者に対する偏見や医療・介護従事者やその家族に対する不当な扱いもみられます。これらに対して、それぞれの相談機関がアウトリーチも含め積極的に受け入れ、問題の解決を図っていくことに加えて、誰もが尊厳をもって生活できる地域社会の構築を進めていく必要があります。これらは、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながる地域共生社会実現に向けての一里塚でもあります。こうした人々への支援を社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカーは積極的に受け入れ、問題解決を図っていくことを進めていきます。

以上の養成団体や職能団体、さらには関連学会を会員とするソーシャルケアサービス研究協議会は、会員団体と共に、重層的支援体制整備事業を円滑に実施することで地域共生社会の実現に対して、ソーシャルワーカーが貢献できるよう、邁進していく所存です。

令和2年6月13日

ソーシャルケアサービス研究協議会

代 表 白 澤 政 和

事務局：一般財団法人社会福祉研究所（TEL03-5579-8385）

ソーシャルケアサービス研究協議会は、以下の16の団体で構成されています。

公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本介護福祉士会、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会、一般社団法人日本社会福祉学会、日本地域福祉学会、日本ソーシャルワーク学会、日本介護福祉学会、日本福祉教育・ボランティア学習学会、一般財団法人日本保健医療社会福祉学会、全国社会福祉法人経営者協議会、一般社団法人日本精神保健福祉学会、一般財団法人社会福祉研究所